

# 「組物の意匠」等に係る意匠審査基準の改訂について（案）

## 要約資料

# 目次

1. 「組物の意匠」に係る意匠法改正の概要
2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化
3. 組物の部分意匠の登録可能化
4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

# 1. 組物の意匠に係る令和元年の意匠法改正の概要

意匠法第8条は、同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像（以下この資料において物品等という）について組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる規定である。令和元年の意匠法改正により、以下の2点が改正された。

①組物の意匠として、「物品」に加え、「建築物」や「画像」も保護対象化

②組物の意匠の**部分意匠の登録可能化**

そこで、上記各点について、その具体的運用を検討し、意匠審査基準上に明記する必要がある。

## 現行法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（**物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。**）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

第八条 同時に使用される二以上の**物品**であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

## 改正法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（**物品の部分を含む。以下同じ。**）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（**建築物の部分を含む。以下同じ。**）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、**画像の部分を含む。**次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、**以下同じ。**）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

第八条 同時に使用される二以上の**物品、建築物又は画像**であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

# 目次

1. 「組物の意匠」に係る意匠法改正の概要
2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化
3. 組物の部分意匠の登録可能化
4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

## 2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化

令和元年の意匠法改正により、組物の意匠として、「物品」に加え、「建築物」や「画像」も保護対象となった。そこで、「建築物」や「画像」についても、組物の意匠として意匠登録を行うことができる旨を、例えば以下の改訂意匠審査基準案のように意匠審査基準上に明記してはどうか。

また、物品、画像、建築物を組み合わせる一つの創作を行う実態があることを踏まえ、それらの組合せについても組物の意匠として登録を行うことを可能とする旨も、合わせて明記してはどうか。

### 意匠審査基準「第3章 組物の意匠 1. 概要」の欄の記載案

意匠法第8条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定している。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第7条）、一つの意匠として出願することができるのは一つの物品等であることが原則である。しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品等について統一感を持たせた創作が行われることも多い。

これを受け、同法第8条は、二以上の物品、建築物又は画像（以下「物品等」という。）から構成されるものであっても、それらの構成物品等に全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定している。

また、同法第2条は、物品等の部分についても意匠登録の対象となる旨を規定するが、組物の意匠も例外ではないことから、二以上の物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合にも、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

この章では、組物の意匠として出願された意匠について、組物の意匠としての登録要件を満たしているか否かを、審査官がどのように判断するかについて記載する。

## 2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化

### 改訂意匠審査基準「3.2同時に使用される二以上の物品等であること」記載案

審査官は、組物の意匠として出願された意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）が、社会通念上同時に使用される二以上の物品等によって構成されていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、出願された組物の意匠の各構成物品等が同時に使用されるものである場合は、物品の意匠同士、建築物の意匠同士、及び画像の意匠同士である場合に加えて、例えば建築物の意匠と画像の意匠、建築物の意匠と物品の意匠、物品の意匠と画像の意匠、建築物の意匠と物品の意匠と画像の意匠のように、それらを複数組み合わせたものである場合であっても、本要件を満たしたものと判断する。

本要件の判断にあたっては、現実同一の時刻に全ての構成物品が使用されるものである必要はなく、審査官は、各構成物品等が、出願された組物の意匠の用途及び機能や使用の目的等に則してなされる一連の使用の範囲内で用いられるものである場合は、本要件を満たしているものと判断する。

また、出願された組物の意匠の各構成物品等が、社会通念上一体的に流通がなされるものである場合も、審査官は本要件を満たしていると判断する。

## 2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化

意匠法改正により新たに保護対象となった「建築物」や「画像」については、①いずれも固有の創作分野であること、②「建築物」、「画像」の用途には様々なものがあり、それらの一部についてのみ組物の意匠としての登録を認め、その他のものについては認めないこととするのは適切ではないこと等から、それぞれ、「一組の建築物」、「一組の画像セット」として意匠登録を受けることを可能とし、各構成物品等にどのような用途の意匠を含めるかについては、出願人の任意としてはどうか（ただし、組物の意匠としての登録要件を満たす場合に限り）。

### 「建築物」、「画像」に係る組物の構成物品の例記載（案）

| 組物       | 構成物品等の例                  |
|----------|--------------------------|
| 一組の建築物   | 遊技場                      |
|          | ホテル                      |
|          | 小学校                      |
|          | 中学校                      |
|          | 堤防<br>橋梁                 |
| 一組の画像セット | プレゼンテーション用画像             |
|          | プレゼンテーション画面操作用画像         |
|          | 自動預け払い機操作用画像             |
|          | 自動預け払い機管理用画像             |
|          | 心拍数測定用画像<br>身体計測データ管理用画像 |

## 2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化

構成物品等に物品、画像、建築物を組み合わせた組物については、意匠に係る物品の欄に、以下のように記載することとしてはどうか。

### 複数の物品等を組み合わせた組物の意匠の出願方法（案）

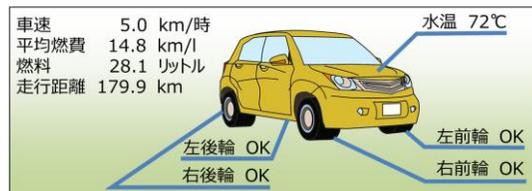
|     | 物品                               | 建築物                | 画像       |
|-----|----------------------------------|--------------------|----------|
| 物品  | 一組の〇〇セット<br>(主たる物品を優先して別表第二から選択) |                    |          |
| 建築物 | 一組の建築物<br>(建築物を優先)               | 一組の建築物             |          |
| 画像  | 一組の〇〇セット<br>(物品を優先して別表第二から選択)    | 一組の建築物<br>(建築物を優先) | 一組の画像セット |

※ 物品、建築物及び画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「一組の建築物」とする。

### 物品と画像からなる組物の意匠の例



【斜視図】  
乗用自動車



【画像図】

乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】

一組の運輸機器セット

【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

# 目次

1. 「組物の意匠」に係る意匠法改正の概要
2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化
- 3. 組物の部分意匠の登録可能化**
4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

### 3. 組物の部分意匠の登録可能化

令和元年の意匠法改正により、組物の意匠についても部分意匠の意匠登録が可能となったことに則して、組物の意匠に係る意匠審査基準上に、部分意匠の意匠登録が可能である旨を明記してはどうか。

合わせて、部分意匠の場合に「組物全体として統一があること」との要件をどのように判断するかについて、具体的な判断基準を明記してはどうか。

具体的には、それぞれ、以下の改訂意匠審査基準案のように記載してはどうか。

#### 意匠審査基準「第3章 組物の意匠 1. 概要」の欄の記載案

意匠法第8条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定している。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第7条）、一つの意匠として出願することができるのは一つの物品等であることが原則である。しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品等について統一感を持たせた創作が行われることも多い。

これを受け、同法第8条は、二以上の物品、建築物又は画像（以下「物品等」という。）から構成されるものであっても、それらの構成物品等に全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定している。

また、同法第2条は、物品等の部分についても意匠登録の対象となる旨を規定するが、組物の意匠も例外ではないことから、二以上の物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合にも、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

この章では、組物の意匠として出願された意匠について、組物の意匠としての登録要件を満たしているか否かを、審査官がどのように判断するかについて記載する。

### 3. 組物の部分意匠の登録可能化

#### 意匠審査基準「第3章 組物の意匠 3.3組物全体として統一があること」の欄の記載案

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等が、組物全体として統一が無い場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等に、当該物品等の部分について意匠登録を受けようとするものが含まれている場合は、全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分（当該構成物品全体について意匠登録を受けようとする場合も含む。本項3.3において以下同じ。）があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一があるか否かを検討し、これらの両要件を満たしていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、各構成物品等（物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、「各構成物品等における意匠登録を受けようとする部分」。本項及び3.3.1ないし3.3.3において以下同じ。）が、例えば以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと判断する。

- (1) 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合
- (2) 各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合
- (3) 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合

#### 現行意匠審査基準

##### 72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

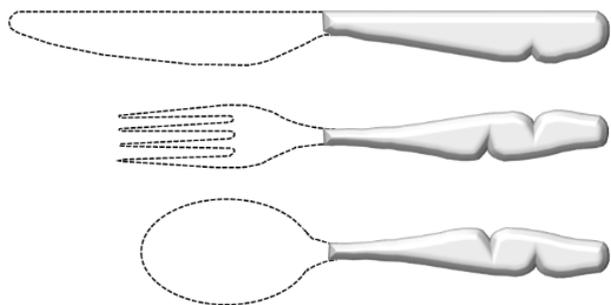
- (1) 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合
- (2) 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合
- (3) 各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合

# ①各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例

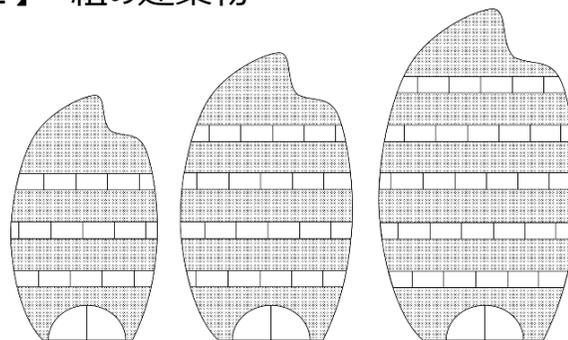
## (1) 形状による統一がある場合 (案)

※注：以下の各事例における「一組の○○セット」との記載は、今後の意匠法施行規則別表第二に合わせて後日修正を行う。

【事例1】一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット



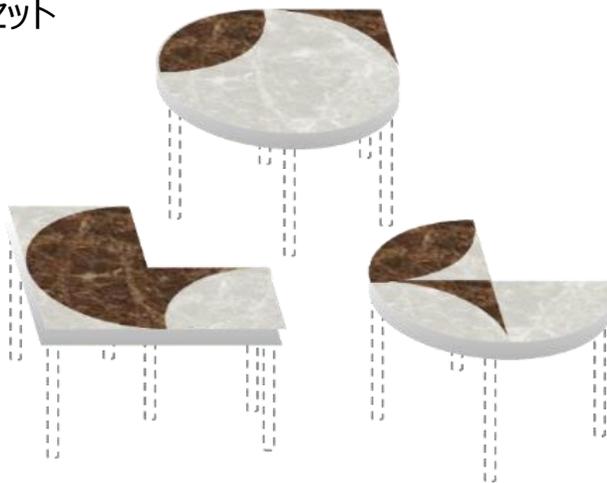
【事例2】一組の建築物



【意匠に係る物品の説明】 この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

## (2) 模様による統一がある場合 (案)

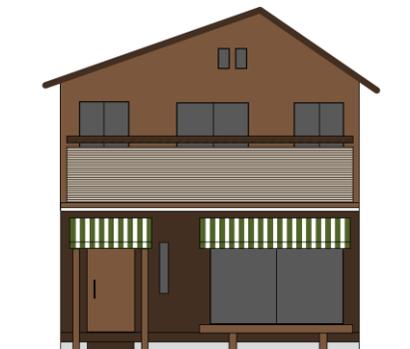
【事例】一組のテーブルセット



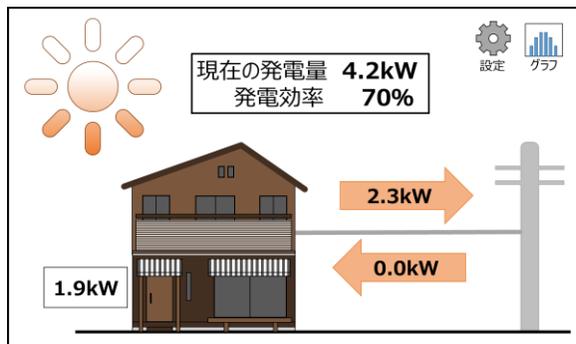
### (3) 形状及び模様による統一がある場合 (案)

#### 【事例1】一組の建築物

太陽光発電パネル付き家屋



発電量表示用画像



#### 【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

#### 【事例2】一組の運輸機器セット

乗用自動車



乗用自動車用情報表示画像



#### 【意匠に係る物品の説明】

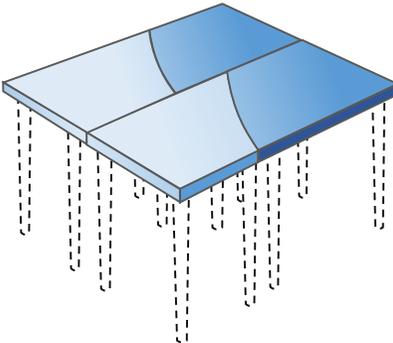
この意匠は、乗用自動車と、乗用自動車用表示画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

②各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例

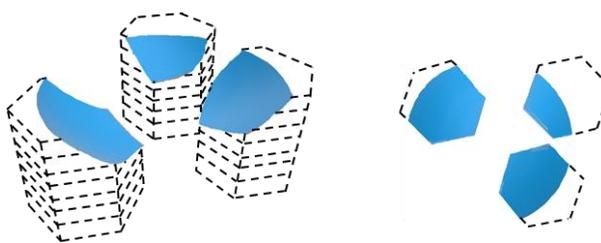
(1) 形状による統一がある場合 (案)

(2) 模様による統一がある場合 (案)

【事例1】一組のテーブルセット

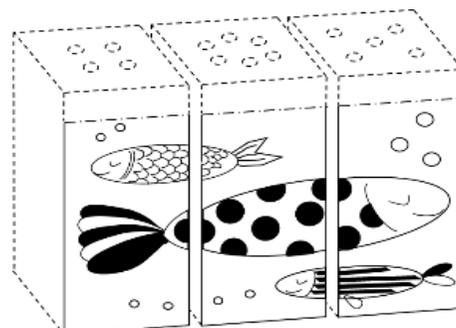


【事例2】一組の建築物



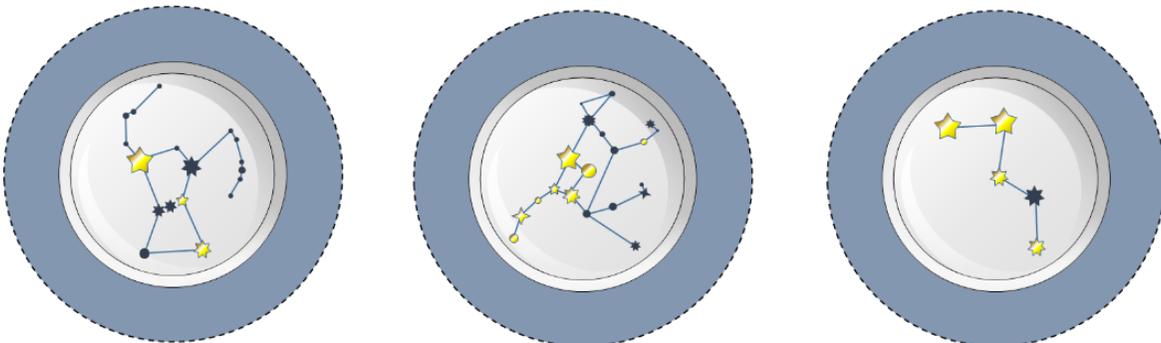
【意匠に係る物品の説明】 この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

【事例】一組の薬味入れセット



③各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例

【事例】一組のディナーセット



# 目次

1. 「組物の意匠」に係る意匠法改正の概要
2. 建築物、画像に係る組物の意匠の登録可能化
3. 組物の部分意匠の登録可能化
4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

## 4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

今般の組物の意匠に係る意匠法改正に則した意匠審査基準の改訂の機会に、従来ユーザーから改善を求める意見のある以下の各運用についても、合わせて見直しを行ってはどうか。

### ユーザーから改善を求める意見のある事項

- ① 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し
- ② 組物の意匠の組物全体としての統一性要件に係る判断指針の改善
- ③ 流通時を考慮して一体的にデザインされたものの取扱いの見直し

## 4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

### ① 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

現行運用において登録の対象とされている組物の意匠については、平成10年にその対象が検討されたものであり、改善や拡充を求める声も多い。近年複数の物品等に共通のデザインを施しブランドの構築を図る企業が増えていることや、その後新たに出現した製品等に照らし、不足が無い点検を行うべきではないか。

また、対象となる物品が限定的であるものと、広く種々の物品を含み得るものとが含まれていることから、組物の意匠として登録可能な意匠の対象について、ユーザーにとって、より分かりやすいものとなるよう、見直しを行ってはどうか。

#### 現在組物の意匠として登録を受けられるもの（意匠法施行規則別表第二）

|                            |                             |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1 一組の下着セット                 | 31 一組の便器用付属品セット             |
| 2 一組のカフスポタン及びネクタイ止めセット     | 32 一組の紅茶セットおもちゃ             |
| 3 一組の装身具セット                | 33 一組のコーヒーセットおもちゃ           |
| 4 一組の喫煙用具セット               | 34 一組のディナーセットおもちゃ           |
| 5 一組の美容用具セット               | 35 一組の薬味入れセットおもちゃ           |
| 6 一組のひなセット                 | 36 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ |
| 7 一組の洗濯機器セット               | 37 一組のゴルフクラブセット             |
| 8 一組の便所清掃用具セット             | 38 一組のドラムセット                |
| 9 一組の洗面用具セット               | 39 一組の事務用具セット               |
| 10 一組の電気歯ブラシセット            | 40 一組の筆記具セット                |
| 11 一組のキャンプ用鍋セット            | 41 一組の自動車用エアスポイラーセット        |
| 12 一組の紅茶セット                | 42 一組の自動車用シートカバーセット         |
| 13 一組のコーヒーセット              | 43 一組の自動車用フロアマットセット         |
| 14 一組の酒器セット                | 44 一組の自動車用ペダルセット            |
| 15 一組の食卓用皿及びコップセット         | 45 一組の自動二輪車用カウルセット          |
| 16 一組のせん茶セット               | 46 一組の自動二輪車用フェンダーセット        |
| 17 一組のディナーセット              | 47 一組の車載用経路誘導機セット           |
| 18 一組の薬味入れセット              | 48 一組のオーディオ機器セット            |
| 19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット | 49 一組の車載用オーディオ機器セット         |
| 20 一組のいすセット                | 50 一組のスピーカーボックスセット          |
| 21 一組の応接家具セット              | 51 一組のテレビ受像機セット             |
| 22 一組の屋外用いす及びテーブルセット       | 52 一組の光ディスク再生機セット           |
| 23 一組の玄関収納セット              | 53 一組の電子計算機セット              |
| 24 一組の収納棚セット               | 54 一組の自動販売機セット              |
| 25 一組の机セット                 | 55 一組の医療用エックス線撮影機セット        |
| 26 一組のテーブルセット              | 56 一組の門柱、門扉及びフェンスセット        |
| 27 一組の天井灯セット               |                             |
| 28 一組のエアークンディショナーセット       |                             |
| 29 一組の洗面化粧台セット             |                             |
| 30 一組の台所セット                |                             |

#### （参考）「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究」 中間報告※ 一部抜粋

- 質問 新たに登録の対象に追加すべき組物 回答一部抜粋
- 【物品関連】
- ・楽器＋スタンド、楽器＋椅子、ワイヤレスイヤホン＋充電器
  - ・商品とパッケージのコントラスト・ライン等合わせるデザイン
  - ・一組の椅子と机のセット
  - ・机と本棚の組み物
  - ・一組の電気用品セット
  - ・一組のオーディオキャビネット
  - ・キーボード、マウスセット
  - ・一組の自動車用インテリアパネル
  - ・電磁弁、電動弁等の電磁アクチュエータ部と駆動する為のコイル部
  - ・製品本体とその製品のリモコンのセット
  - ・コネクタ
  - ・外装材パネル及びサインセット
  - ・タイルカーペットや床タイル、壁紙のような内装材の組み合わせ
  - ・本体とカバー等のセット商品
- 【物品、画像、建築物の組合せ】
- ・GUIおよびGUIを表示する機器
  - ・表示デバイス＋表示内容
  - ・建築物と画像、

※令和元年度産業財産権制度問題調査研究  
(一般社団法人日本国際知的財産保護協会 AIPPI)

# 4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

## 組物の意匠として登録すべきもの（案）

| 組物の意匠           | 構成物品等の例                                       |
|-----------------|---|
| 一組の食品セット        | ・チョコレート（二以上）                                  |
| 一組の嗜好品セット       | ・たばこ、ライター、灰皿                                  |
| 一組の衣服セット        | ・ジャケット、ベスト、スラックス                              |
| 一組の身の回り品セット     | ・指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング<br>・カフスポタン、ネクタイ止め      |
| 一組の美容用具セット      | ・化粧用ブラシ、（二以上）                                 |
| 一組の家庭用繊維製品セット   | ・まくら、掛け布団、敷き布団<br>・クッション（二以上）                 |
| 一組の室内装飾品セット     | ・置物（二以上）                                      |
| 一組の清掃用具セット      | ・ほうき、ちり取り                                     |
| 一組の洗濯用具セット      | ・電気洗濯機、衣服乾燥機                                  |
| 一組の家庭用保健衛生用品セット | ・歯ブラシ立て、コップ<br>・電気歯ブラシ、電気歯ブラシホルダー             |
| 一組の飲食用容器セット     | ・コップ（二以上）<br>・皿、ティーポット、ティーカップ                 |
| 一組の調理器具セット      | ・鍋、フライパン                                      |
| 一組の飲食用具セット      | ・スプーン、フォーク、ナイフ                                |
| 一組の慶弔用品セット      | ・葬祭用花瓶、香炉                                     |
| 一組の照明機器セット      | ・天井灯、壁灯                                       |
| 一組の空調機器セット      | ・エアコンディショナー、扇風機<br>・エアコンディショナー、エアコンディショナー用室外機 |
| 一組の厨房設備用品セット    | ・こんろ台、調理台、流し台、収納棚                             |
| 一組の衛生設備用品セット    | ・洗面化粧台、化粧鏡、収納棚                                |
| 一組の室内整理用品セット    | ・ハンガー、スカートハンガー                                |
| 一組の家具セット        | ・テーブル、いす、子ども用いす<br>・本棚（二以上）                   |
| 一組のペット用品セット     | ・ペット用服、ペット用首輪                                 |
| 一組の遊戯娯楽用品セット    | ・碁盤、将棋盤                                       |
| 一組の運動競技用品セット    | ・ゴルフクラブ（二以上）<br>・野球用グローブ、野球用ミット               |

| 組物の意匠               | 構成物品等の例  |
|---------------------|--|
| 一組の楽器セット            | ・ドラム、シンバル<br>・楽譜スタンド、椅子  |
| 一組の教習具セット           | ・地球儀（二以上）  |
| 一組の事務用品セット          | ・シャープペンシル、ボールペン、万年筆、   |
| 一組の販売用品セット          | ・包装用容器（二以上）  |
| 一組の運搬機器セット          | ・エレベーター、住宅用エレベーター<br>・乗用自動車、自動二輪車<br>・インテリアパネル、フロントランプ<br>・自動車用フロアマット（二以上） |
| 一組の運輸機器セット          | ・電球（二以上）<br>・コネクタ  |
| 一組の電気・電子部品セット       | ・モーター（二以上）   |
| 一組の回転電気機械・配電機械器具セット | ・スマートフォン、スマートフォン用充電器<br>・ワイヤレスイヤホン、キーボード、マウス                               |
| 一組の電子情報処理機器セット      | ・温度計、湿度計   |
| 一組の測定機器セット          | ・カメラ、カメラ用ケース   |
| 一組の光学機器セット          | ・ファクシミリ、複写機、プリンター  |
| 一組の事務用機器セット         | ・飲料自動販売機、たばこ自動販売機  |
| 一組の販売用機器セット         | ・消化器、消化器スタンド   |
| 一組の保安機器セット          | ・手術用メス（二以上）  |
| 一組の医療用機器セット         | ・ドライバー（二以上）<br>・理髪はさみ、理髪用梳きはさみ   |
| 一組の利器、工具セット         | ・工業用ロボット（二以上）  |
| 一組の産業用機械器具セット       | ・コンクリート型枠、外装材パネル<br>・タイルカーペット、壁紙   |
| 一組の土木建築用品セット        | ・板材（二以上）<br>・バルブ、電磁弁   |
| 一組の基礎製品セット          | ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校  |
| 一組の建築物              | ・銀行振り込み用画像、<br>現金預け払い機操作画像   |
| 一組の画像セット            |  |

## 4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

### ② 組物の意匠の組物全体としての統一性要件に係る判断指針の改善

現行意匠審査基準においては、組物の意匠の統一性要件については以下のように記載されている。しかしながら、ユーザーからは、当該要件が厳しすぎるとして、本判断基準の緩和を求める声がある。

そこで、ユーザーにとって、より創作の実態に則した利便性の高い運用となるよう、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されている場合にも、本要件を満たしていると判断することとし、以下の現行意匠審査基準において、下線部を表した記載については「形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの」との記載に修正してはどうか。

#### 現行意匠審査基準（一部抜粋）

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合（中略）
- (2) 模様による統一があると認められる場合（中略）
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合（中略）
- (2) 模様による統一があると認められる場合（中略）
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

#### 基準改訂案

- ・色彩による統一があると認められる場合  
形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの

（参考）「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究※」中間報告一部抜粋

【いただいた御意見】

- ・「全体として統一」の要件について審査基準は求める基準が高くもう少し柔軟でよい。
- ・現行では、求められる「統一」感のレベルが高いため、利用しにくい。例えば、色、材質、R（丸み）等の使い方でも統一であると認める等、要件を緩和することを検討してほしい。

※令和元年度産業財産権制度問題調査研究  
（一般社団法人日本国際知的財産保護協会 AIPPI）

## 4. 組物の意匠として登録可能な意匠の対象についての見直し

### ③ 流通時を考慮して一体的にデザインされたものの取扱いの見直し

企業のデザイン戦略において、製品そのものの形態のみならず、販売時における自社の他の物品や包装用容器と組合せたものについても、ブランド化を考慮して一体的にデザインされることが多くなってきている。しかしながら、こうしたものについては、現状では一つの意匠として出願することができない。他方、販売時における自社の他の物品や包装用容器との組合せたものについても、一体的にデザインをしたものについては、一の意匠として意匠登録を求める声がある。

そこで製品とそのパッケージのように、**社会通念上一体的に販売がなされうるものであり、かつ、形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされているもの**については、意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断（第7条）においても、一つの物品であると判断することとしてはどうか。

### 基準改訂案

#### 【意匠に係る物品】 家庭用保健衛生用品



#### 【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、タオル、石けん、シャンプー、コンディショナーで構成されるものである。

#### ・二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方

（中略）③ 複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合は、審査官は二以上の物品と判断する。

ただし、社会通念上一体的に流通がなされうるものであり、かつ、全ての構成物が形態上密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、審査官は、一の物品であると判断する。

#### （参考）「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究※」中間報告抜粋

■ 質問 一意匠一出願の要件のために、出願をあきらめたり困った事例はあるか。

【いただいた御意見】

- ・一つの用途や機能を果たすためのものでなくとも、販売時に複数組み合わせで展示されるものなどは、一つの意匠として判断すべき。
- ・箱と商品のコントラストや全体でデザインを表現するケース
- ・内容物と一体化した包装容器は、包装容器での区分での意匠が取り難い傾向あり
- ・容器にフィルム包装をする場合
- ・容器とそれを収納するケースでケースの外観に容器の一部が表われる場合
- ・包装用容器の中に包装用袋が入っているもの
- ・同じ模様を施した家電